二五七三、二五八三、二五八四、二六〇三、二六〇五から二六〇八まで、二六一〇、深江町乙字中板首六七九の四、六八〇、六八一の一、六八二の一から六八二の三まで、六八四、六八五、六八六の一、六八六の二、六八七、六八八の一、六八八の二、字松ノ上七七〇の一、七七一、七七二、八一二、八一四の一から八一四の三まで、八一六から八一八まで、八一九の一、八一九の二、八一九の四、八二〇、字鬼石一一八二、一一八三、一一九九の六、一一九九の一三、一二〇〇の一から一二〇〇の三まで、深江町丙字空月一五〇四、一五〇六、一五〇七の一、一五〇七の二、一五一一、字丸尾一八六七の一から一八六七の七まで、一八六八、一八六九、一八七〇の一、一八七〇の二、一八七一、一八七二の一、一八七二の三、一八七四の一、一八七五、一八七六、字山犬林一八七九の一から一八七九の三まで、一八八〇から一八八二まで、一九七四から一九七七まで、一九七九から一九八一まで、一九八三の一から一九八三の三まで、一九八四、一九八五の一、一九八五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　㈠　砂防法第二条に係る河川の名称　大沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県足柄上郡山北町向原

字村雨山　四三四七番二　一号から四号まで

四三三二番一　五号から七号まで

四三二四番一　八号から十号まで

神奈川県足柄上郡松田町松田庶子

字根石山　一八七七番一　十一号及び十二号

一八七五番一　十三号から十六号まで

一八七六番　十七号

二　㈠　砂防法第二条に係る河川の名称　矢田久保沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県相模原市緑区日連

字大道上　一〇三六番一　一号

地先道路敷　一〇三六番一　二号から四号まで

一〇三三番

地先道路敷	一〇三三番
一〇四六番地先水路敷	一〇四六番
一〇四七番地先水路敷	一〇四七番一
一〇四八番地先水路敷	一〇四八番
字峯	
一一〇〇番地先水路敷	一一〇〇番
一一〇二番	一一〇二番
一一一五番一	一一一五番一
一一一五番イの二	一一一五番イの二
一一〇九九番	一一〇九九番
一〇四七番一	一〇四七番一
一〇四六番	一〇四六番
一〇四八番	一〇四八番
一〇四二番一	一〇四二番一
一〇四六番	一〇四六番
一〇四七番一	一〇四七番一